

令和6年度十和田市自主防災組織育成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、地震その他の災害時の被害の防止及び軽減を図るため、自主防災組織の活動に必要となる防災用資機材の整備に要する経費について、令和6年度予算の範囲内において、令和6年度十和田市自主防災組織育成事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、十和田市補助金等の交付に関する規則(平成17年十和田市規則第66号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織 市内に存する町内会(2以上の町内会が共同する場合を含む。)を単位として、自主防災を目的として設立された団体であって、市長に規約、組織図及び防災計画を届け出た団体をいう。
- (2) 防災用資機材 自主防災組織が防災活動を行うために使用する資機材で、別表に掲げるものをいう。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付の対象となる団体(以下「補助対象団体」という。)は、令和6年度に設立された自主防災組織又は平成24年度以前に設立され、十和田市自主防災組織育成強化特別推進事業補助金の交付を受けたことのない自主防災組織とする。

(補助対象事業及び補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助対象団体が行う防災用資機材の整備事業とする。

- 2 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、防災用資機材の整備に要する経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象団体の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 令和6年度に設立された自主防災組織 補助対象経費の全額又は600,000円のいずれか低い額以内
- (2) 平成24年度以前に設立され、十和田市自主防災組織育成強化特別推進事業補助金の交付を受けたことのない自主防災組織 補助対象経費の全額又は300,000円のいずれか低い額以内

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象団体は、令和6年度十和田市自主防災組織育成事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 購入する防災用資機材の見積書
- (4) 自主防災組織の規約
- (5) 自主防災組織の組織図
- (6) 自主防災組織の防災計画
- (7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金の交付の可否を決定し、令和6年度十和田市自主防災組織育成事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により補助対象団体に通知するものとする。

(事業内容の変更申請等)

第8条 補助金の交付決定を受けた補助対象団体（以下「補助事業者」という。）は、事業内容を変更しようとするとき、又は補助事業を廃止しようとするとき

は、令和6年度十和田市自主防災組織育成事業計画変更（廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をしたときは、令和6年度十和田市自主防災組織育成事業計画変更（廃止）承認通知書（様式第6号）により補助対象団体に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、補助対象事業が完了した日（補助対象事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して30日を経過した日又は令和7年3月31日のいずれか早い日までに、令和6年度十和田市自主防災組織育成事業実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業費精算書（様式第8号）
- (2) 購入した防災用資機材の領収書の写し
- (3) 購入した防災用資機材の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の報告書の提出を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、交付すべき補助金の額を確定し、令和6年度十和田市自主防災組織育成事業補助金額確定通知書（様式第9号）により補助対象団体に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、令和6年度十和田市自主防災組織育成事業補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。ただし、概算払により補助金を請求しようとするときは、令和6年度十和田市自主防災組織育成事業補助金概算払請求書（様式第11号）によらなければならない。

（財産処分の制限）

第12条 規則第18条第2号に規定する市長が定めるものは、補助金の交付を受けて整備した防災用資機材とする。

(補助事業者の責務)

第13条 補助事業者は、積極的に地域の防災活動、市が実施する防災に関する施策等に協力しなければならない。

2 補助事業者は、補助金で整備した防災用資機材について、適正に維持し、及び管理しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月12日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	品名
救助用資機材	バール、ジャッキ、折りたたみはしご、のこぎり、斧、スコップ、つるはし、掛矢、なた、ペンチ、ハンマー、チェーンソー、エンジンカッターその他救助に必要な資機材
情報収集・伝達用資機材	ハンドマイク、トランシーバー、ラジオ、ホワイトボードその他情報収集及び伝達に必要な資機材
消火用資機材	消火器、可搬式小型動力ポンプ、ヘルメット、バケツその他消火に必要な資機材
救護用資機材	担架、救急セット、毛布、テント、簡易ベッド、組立式簡易トイレその他救護に必要な資機材
避難所用資機材	発電機、投光器、ドラムコード、ストーブ、燃料携行缶、懐中電灯、扇風機、リヤカー、一輪車その他避難所に必要な資機材
給食給水用資機材	カセットコンロ、なべ、釜、炊飯器その他給食給水に必要な資機材
その他	簡易収納庫、除雪機その他防災活動に必要と認める資機材

備考 建築物及び消耗品を除く。